

第 15 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 9 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
（所有権移転）について
議案第 2 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協 議 事 項
①農地利用状況調査（農地パトロール）の
結果速報値について
②中間期研修について
③農地あっせん事業について
④その他
- 5 そ の 他
①地域計画について
②北部 3 町村農業委員会交流会について
③第 9 回県農業委員会大会及び
県農業会議創立 70 周年記念式典について
④当面の日程について
⑤配布物「全国農業新聞普及ちらし」について
⑥その他

6 出席農業委員（10人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
原 聡美	太田和也	唐澤 忠	城田忠志
伊藤良夫	唐澤喜廣		

7 欠席委員

唐木義秋	唐澤英樹		
------	------	--	--

8 議事録署名委員

原 聡美	城田忠志
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	
------	------	------	--

10 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、唐木義秋委員、唐澤英樹委員のお二人が都合により欠席となっております。農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 3 名の出席を頂いており、会議規則第 6 条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。</p> <p>ただ今から、第 15 回農業委員会の総会を開会致します。</p>
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第 4 条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、原聡美委員と城田忠志委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告</p>
議 長	1 件 2 筆
委員一同	報告事項①につきまして、質問・ご意見等ございますか。
議 長	(特になし)
委員一同	質問等なければ、報告事項① 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につきまして、受理するという形でよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
事 務 局	<p>それでは、報告事項① 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、番号 6-29、1 件 2 筆を受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項の②につきまして、事務局からお願いします。</p>
議 長	②農地法第 18 条の規定による合意解約通知について報告
委員一同	2 件 3 筆
議 長	報告事項②、こちらは合意解約通知についてであります。それぞれ、売買するという事で貸借契約を解約するというものでございます。ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ご質問等ないようでしたら、報告事項② 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、受理したいと思っておりますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	<p>では、番号 6-12 と番号 6-13、報告事項②の 2 件 3 筆についてを、受理と致します。</p> <p>次に、報告事項③についての説明を、事務局からお願いします。</p>

事務局	③公共工事に伴う農地の一時使用について報告 1件 1筆
議長 伊藤良夫委員	地区担当の伊藤良夫委員、補足説明ございますでしょうか。 特にありません。
議長	分かりました。では、報告事項③、農地の一時使用についてでございますが、ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	ご意見、ご質問がなければ、報告事項③についても受理したいと思います がよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、報告事項③ 公共工事に伴う農地の一時使用についてを受理と致し ます。 報告事項は以上となります。
議長	2 議事 議事に移ります。
事務局	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)について、事務 局から説明をお願い致します。
議長	朗読 上程 3件 8筆
唐澤忠委員	ありがとうございます。では、議案第1号 番号6-10の案件について、唐 澤忠委員から補足説明をお願いします。 はい。こちらの譲渡人[REDACTED]は、[REDACTED] 遠方のために管理が難しいということで3月の農地相談会にもお見えにな り、引き受けていただけるお相手を探していました。今回のこの番号6-10 については、総会資料の地図をご覧いただいても分かる通り、非常に小さ い農地5筆が固まった状態で存在している案件となります。何故、このよ うな形で農地が残ってしまっているのかという疑問はありますが、いずれ にしても、電柱が建っている他、消火栓のボックスがあるなど、農地とし ても宅地としても活用が難しい状況です。近隣の方へも管理について相談 はしたところではありますが、そのような状況で引き受け手もなく、[REDACTED] [REDACTED]引き受けてもらったという背景がありま す。南箕輪村の方へも寄付という扱いで土地取得を相談しましたが、残念 ながら断られてしまっています。
議長	はい。ありがとうございます。ひとつお訊きしたいのですが、図面を見 ますと、こちらの農地の西側に三角になっている部分がありますが、こち らは残ってしまうのですか。
事務局長	こちらの土地につきましては村名義になっています。航空写真でも舗装さ れていることを確認いただけますが、隣接の道路が鋭角に交差しています

議 長	<p>ので、村が取得し、道を拓げる形で道路として使用しているという状況です。</p> <p>写真を見せていただきましたが、舗装されていることが確認できました。道路となっているようです。番号6-10について、他にご質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>他に質問等なければ、こちらの案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>はい。それでは、議案第1号 番号6-10の案件を可といたします。</p> <p>続いて、番号6-11について、唐木委員が欠席でありますので事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>では、唐木委員に代わり補足説明させていただきます。こちらは、譲渡人 [REDACTED] から譲受人 [REDACTED] への贈与の案件となります。これまでも、契約は交わしていませんでしたが、[REDACTED] ずっと管理を行っていた土地となります。譲渡人 [REDACTED] は、ご自分では農作業が難しく、今回、譲受人 [REDACTED] へ農地を譲り渡すことになったようです。今後、[REDACTED] こちらの農地でブルーベリーを栽培する予定ということです。</p>
議 長	<p>番号6-11について補足説明をいただきましたが [REDACTED] [REDACTED] その農地を譲り受け、引き続いて耕作していくということのようでございます。こちらの案件について、ご質問・ご意見ございますでしょうか。</p>
征矢昌博委員	<p>こちらの土地は、地目は畑で間違いないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい。畑です。</p>
酒井文代委員	<p>ここは、ちょうど南殿と田畑・大泉の境目にあたる場所になりますが、基盤整備の際に田にはせず、畑で残されていた土地になります。とても良い土地なので、上手く活用いただけたと思います。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。いろいろと経過はあるようですが、地目は畑だということです。他に質問がなければ、この案件を可としたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号 番号6-11を可と致します。</p> <p>次に、番号6-12につきまして、堀敬一委員、倉田明彦委員から補足説明をお願いします。</p>
倉田明彦委員	<p>はい。この土地については、先月、不動産業者から農地法第3条の申請をしたいと相談がありまして、堀委員と共に、不動産業者を伴って現地調査をさせていただきました。尚、こちらの農地は、以前より農地法の許可を得ずに土場として使われており、再三、事務局からも是正を求めていた経緯があります。 [REDACTED]</p>

<p>議 長</p>	<p>土地の買い手を探していたところ、知り合いの方が購入を希望されたということで、今回の申請に至ったものです。譲受人は 箕輪町内に 11 アール程の畑を所有している農業者でもあります。箕輪の方では現在ブドウを栽培しているということで、 距離的な影響はないのではないかと考えています。現地確認の際には既に客土が進んでおりまして、こちらの農地では蕎麦を作っていたということです。また、違反転用につきましては、不動産業者に事務局で作成したチラシをお渡し、違反転用防止の啓発に繋げていただくようお願いしたところです。</p> <p>はい。ありがとうございました。土地の方は土場になってしまっていたということですが、そちらも改善され、譲受人は蕎麦を栽培していくという内容のようです。皆さんからのご質問・ご意見はございますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。では、議案第 1 号 番号 6-12 についてを可と致します。</p>
<p>唐澤忠委員</p>	<p>議案第 1 号については以上となります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>すみません。ひとつお尋ねしたいのですが、先ほどの番号 6-10 の案件、あのような小さな圃場について、他に良い活用の方法や手段はあるのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>航空写真を見る限りでは、本当に狭い土地ですので、隣に住んでいる方が取得して宅地化していただくのが一番良いような気はしています。ただ、それは、その方の希望がないとできませんし、難しい問題だと感じています。今回のこの案件だけではなく、同じような農地は村内に多くあります。こちらのように道を拡げる場合でも、村としても必要以上の土地を取得することはできませんので、中途半端に土地が残ってしまうような事例は、実際、結構あるかと思えます。農業委員会だけの問題ではないかと思われまますし、今、良い方法があるかどうか、答えがあるか問われると、答えの出せない難しい問題です、と言わざるを得ないかと思えます。</p>
<p>酒井文代委員</p>	<p>皆さんの方から、こんな方法があるよ、などのご意見ありましたらお願いします。</p> <p>これからは、やはり、農地と家とをセットにして守っていくという考えが必要かと思えます。このような狭小の農地については、できれば隣接している宅地の所有者に格安で譲る、家を建てる際に、自給自足の為に家庭菜園用に取得したらどうか、と案内するような方向で持っていく形が良いのではないのでしょうか。非農家の人たちにも積極的に農地を持っていただくようにすることも、農地を守っていくひとつの案になるかと思えます。</p>

議 長	<p>今後については、5条転用の案件が出てきた時には、周りの土地も見ていただき、その土地に付随するような小さく狭い農地があった場合には、併せてそちらの農地取得も案内する、そんな働きかけをしていただくように、農地が無駄になってしまうことがないように、ご努力をお願いしたいと思います。</p> <p>続いて、議案第2号の審議に移ります。</p> <p>議案第2号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 2件 2筆</p>
議 長	<p>はい。議案第2号 利用権設定各筆明細、どちらも新規の契約ということですが、ご質問ありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問等ないようでしたら、議案第2号、こちらの2案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>はい。それでは議案第2号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細、番号6-62と番号6-63の2案件を可と致します。</p> <p>続きまして、議案第3号に移ります。</p> <p>議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 2件 5筆</p>
議 長	<p>はい。事務局から説明があった通りですが、こちらも新規の契約ということで、中間管理機構を利用し、契約期間は10年と4ヵ月。このような貸借契約でございます。皆さんからのご質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>質問・ご意見等なければ、こちらの案件についても可とする形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>はい。それでは議案第3号 番号6-64、番号6-65の2案件を可と致します。続いて、議案第4号となります。</p> <p>議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 4件 10筆</p>
議 長	<p>はい。農地保有合理化事業について、番号6-66、番号6-67、番号6-68については開発公社からそれぞれ、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX 売り渡すということで事務局にて対応していただいた案件でございま</p>

<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>す。皆さんからご質問等ございますか。 (特になし) では、こちらの3案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、議案第4号 番号6-66 と番号6-67、番号6-68 についてを可としたいと思いますが、この中の、番号6-67 について、XXXXXXXXXX これまでも多くの農地を購入されていて、集積・集約という点では喜ばしいことではありますが、XXXXXXXXXX その営農方法に関して他の農業者から色々と意見が出されています。自然農法でヨモギを栽培されているようですが、秋には、背丈ほどに伸びてしまったそのヨモギから種が飛んできて困っていると、周りの圃場の農業者から指摘を受けています。XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX やはり、そのことをお伝えし、農地はきちんと管理してもらわないと困るということをしつかりとお願いしていくべきかと思います。 続きまして、番号6-69 について、倉田明彦委員から補足説明ございましたらお願いします。</p>
<p>倉田明彦委員</p>	<p>はい。こちらは農地保有合理化事業の担い手支援事業を使いXXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 開発公社へ売却する案件ですが、8月19日に征矢委員と共にあつせん会に立ち会っております。既に買い手の方も決まっております、そちらは認定農業者ということでもありますので、農地の利用集積にも寄与すると考えております。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>はい。倉田委員からの補足で、買い手は認定農業者であると説明がありましたが、こちらについても可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。では、こちらも可とし、議案第4号につきましては、4案件すべてを可として進めてまいりますので、宜しく願いいたします。 議事は以上となります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3 協議事項 ①農地利用状況調査(農地パトロール)の結果速報値について ・8月19日から8月29日までの期間で実施した「農地パトロール」について、調査結果の速報値を発表。全村で81筆、面積は64,913㎡となった旨を説明。また、全村及び各地区のリストとエリア地図を別添資料として示し、それぞれの地区における確認を依頼。 ・今年度の確定値については、集計の締め日を9月17日(火)とする旨で案内。委員それぞれでリストを確認し、情報に齟齬がある、または現地の再確認後、現状に変化があった農地(草刈りされているなど)を、締め日までに事務局まで連絡いただくよう依頼。</p>
<p>議 長</p>	<p>・補足説明をする。 大泉にもブロッコリーを栽培して、その後は手を入れていない圃場があり</p>

<p>征矢昌博委員</p>	<p>ます。こちらも遊休農地のようになっていますが「要注意」の判定としています。「要注意」の農地については文書を出していない状況ですが、基本的には農地はきちんと管理してもらわなければ困りますので、この「要注意」の農地への対応については課題が残ると感じています。</p> <p>塩ノ井地区でも、農地パトロールの時期になると草刈りをしていただけるのですが、普段の状態を見ると、効率の面を考えているのかと思われますが、次に作付けするまでは手を入れていない農業者の方は結構多く見受けられます。見た目上は草が伸びてしまっている状態の時期はどうしても出てきてしまいますが、そういった圃場は覚えておき、農地パトロールの際にはその点を考慮して、管理はされている農地として「要注意」の判定をしています。そこを常に手を入れて綺麗な状態にしろと言っても、時間とお金になっている農業者もおりますので、強制することは難しいのではないかと感じています。</p>
<p>倉田明彦委員</p>	<p>久保地区にも同様の農地がありますが、その背景には燃料価格の高騰といったものも大きく影響しているのではないかと思います。本年度は仕方ないとしても、次年度以降も作付けされずに同じ状況が継続してしまうような場合には、何かしらの是正勧告が必要ではないかと感じています。そういった圃場の農家さんは、比較的広い面積を抱えて営農されている方が多いですので、そんな点も考慮してあげる必要があるのではないかと、個人的には思っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>難しい事情もある問題ですので、今、それぞれの委員さんから出された意見を参考にし、来年度もパトロールをしていくようお願いしたいと思います。確かに、農業は時間との勝負という面があり、一度収穫し終わった農地については、その後の手入れが後回しになってしまうことも多いかと思えます。農地は綺麗にしておいて欲しいという希望はありますが、仕方のない部分もあり、結論は出しにくい課題です。</p>
<p>事務局長</p>	<p>一番大事なのは、その農地の状況を追っていくことかと思えます。ずっと数年に渡り手入れをしていない状況は論外かと思えますが、農業委員さんが事情を把握しているのであれば、それぞれで判断するしかないかと思えます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2号区分をつけるという方法もあるかと思えます。2号区分は「農作物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地」となっています。2号判定をつければ通知も出ますので、適正に農地を管理していただくための対策として、ひとつの手段にはなるかと思えます。</p> <p>また、先日の北原地区での農地パトロールの折、堀委員からひとつアイデアいただきましたので、共有させていただければと思います。堀委員、ご説明をお願いできますか。</p>
<p>堀敬一委員</p>	<p>はい。村から送られる文書に、農業委員の手書きの付箋を貼って見たらど</p>

<p>事務局</p>	<p>うかと思っています。「事情はあるかと思いますが、草がたくさん生えてしまっている時がありますので、日頃の対処をお願いします」といったように、手書きのものを一枚添えることで農業委員の考えや想いも伝わりやすいのではないかと、事務局の方と話をしました。</p> <p>ありがとうございます。今後の流れとしては、遊休農地の結果が確定した後、所有者の方へ意向調査の通知を送る形となります。全ての土地所有者へは難しいかと思いますが、その際に農業委員さんの想いを伝えるコメントを添えて通知をお送りすることも、ひとつの方策になるのではないかと、事務局の方でも話しているところです。畏まった文書よりも、地元で普段から農地を見守っている方からの一言の方が、遊休農地解消への効力があるのではないかと考えていますので、ご協力いただけますよう宜しくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>村内にお住いの土地所有者については、基本、通知は手渡しする形となっていますので、説明し、状況や想いを伝えて納得してもらうこともできますが、地区外の方へは手書きのコメントも良いかもしれません。検討していただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>②中間期研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回総会にて実施した中間期研修へのアンケートを纏めたものを、資料として提示。日程、研修先についての協議を依頼。
<p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 ・協議の結果、中間期研修の日程は、12月12日（木）～12月13日（金）の2日間とし、研修先は埼玉（東洋ライス）と平塚（全農）とすることで了承。
<p>事務局 議長</p>	<p>③農地あっせん事業について</p> <p>3件 12筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする（会議資料P. 11～P. 26） ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
<p>事務局</p>	<p>⑤その他</p> <p>協議項目なし</p> <p>4 その他</p> <p>①地域計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに実施した各地区での話し合いについて、また、これから実施予定の地区における話し合いについて、事務局への質問、委員同士での情

<p>議 長</p>	<p>報交換を行っていただく時間としていただくよう案内。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補足説明をする。 <p>各地区での話し合いが進められていますが、先日の神子柴地区での話し合いについて、すみませんが、太田和也委員、菅家美果委員から当日の様子と感想をお願いします。</p>
<p>太田和也委員</p>	<p>神子柴地区の話し合いは、9月3日（火）に神子柴公民館で行いました。席は18席を用意したのですが、それよりも多い24人の方に出席いただきました。西天地区の農振エリア、この中の一部宅地化されたところを除いた地図をお示しし、その地図の中で地域計画を立てる意向である旨をお話しましたが、内容的には異論が出てこなかった状況でした。概ね、ご理解をいただいたのではないかと感じています。ただ、様々な話をする中で、目先の話にはなりますが、草刈りがとにかく大変であるとの意見が多く出されました。後継者問題の悩みも当然ありますけれど、この酷暑の中での草刈りが、先ず解決したい大きな問題であるということ、多くの農業者が現実問題として捉えています。将来のこと、5年後、10年後の農業の担い手を決める会議ではありますが、目先の近々の問題に目途を立てたいというのが、農業者の率直な意見であると感じました。</p>
<p>菅家美果委員</p>	<p>地域計画の策定を前面に通知を出したこともあって、今後の課題や問題点を話し合うという意図ではなく、土地の購入や譲渡についての話をするものと思って来られた方が何人かいらっしゃったので、その点は少し残念に感じました。通知には具体的な内容を記す必要もあったという反省があります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。大泉地区についてであります。8月の末に話し合いを行いました。区や営農組合の役員、西天竜水利組合の理事、認定農業者など、出席の対象者を限定したこともあり、出席者は15人でした。グループワークによる話し合いを持った訳ですが、先ずはスタート地点に立ってこれから出発だということで、南箕輪の農業者団体の方々抱えているイメージや、情報の共有はできたのではないかと感じています。最終的には一筆ごとに耕作者を決めていかなければならない訳ですが、非常に大変なことであると改めて感じていて、どのような方法であればより良く進めていけるのか、皆さんのお知恵を拝借したいと、このように思っています。</p>
<p>事務局 議 長 事務局</p>	<p>②北部3町村農業委員会交流会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月23日（水）、辰野町を会場に実施される旨で案内。 ・補足説明をする。 ・各自の出欠について、10月1日（火）までに事務局まで伝えていただくよう依頼。

<p>事務局 議長</p>	<p>③第9回長野県農業委員会大会及び長野県農業会議創立70周年記念式典について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月21日（木）、長野市を会場に実施される旨で案内し、各イベントの概要、当日の日程について説明。 ・補足説明をする。 ・各委員の日程を空けていただくよう案内。
<p>事務局 議長</p>	<p>④当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。
<p>事務局 議長</p>	<p>⑤配布物「全国農業新聞普及チラシ」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月まで行われている普及キャンペーンについて案内し、全国農業新聞普及への協力を依頼。 ・補足説明をする。
<p>事務局</p>	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回、堀敬一委員から質問のあった「まっくんファーム」の経営面積について、18haであることを報告。 ・総会終了後、農振部会、広報誌編集委員会の打ち合わせを行う旨で案内。
<p>議長</p>	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
<p>伊藤会長代理</p>	<p>閉会 以上を持ちまして、第15回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後3時50分 終了)</p>

以上、第15回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和6年9月27日

議

長

唐澤喜廣

議事録署名委員

原 聡美

議事録署名委員

城田忠志